

## 新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動を「両立」させるために

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の『両立』を図るための新しい条例と予算が成立しました。事業者・県民の皆様には、この危機を全員で乗り越えるために以下の取り組みにご協力をお願いします。

<b>必要な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「いばらきアマビエちゃん」に関して 事業者の登録、県民の利用者登録</li> <li>■県が行う行動調査・検査への協力</li> <li>■差別的取扱いの禁止</li> </ul>		<div style="background-color: #000080; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="color: white; font-weight: bold;">得られる効果</span> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者の感染症対策の促進と対策内容の見える化 陽性者との接触可能性を通知</li> <li>■幅広い検査によるまん延防止・封じ込め</li> <li>■差別的解消</li> </ul>
<b>事業者向け支援</b>	事業者の感染拡大防止を支援するための協力金の支給を実施します！（義務対象となる施設・店舗） 支給額：1事業者当たり3万円（複数施設の場合は6万円）	<b>利用者向けキャンペーン</b>	<a href="#">詳しくはこちら▶</a> 



### いばらきアマビエちゃんとは？

- 事業者の感染症対策が見える化
- 県民の利用登録は宣誓書の二次元コードを読み込み、メールを送信するだけ！
- 陽性者が訪問した施設、店舗の同日利用者に対してメールで注意喚起

アマビエちゃんと一緒に  
接触確認アプリCOCOAも  
使うとさらに安心！



【お問い合わせ】茨城県産業戦略部 中小企業課 TEL.029-301-3482

茨ひより  
(茨城県公認Vtuber)

## 登録しましょう！「いばらきアマビエちゃん」

「いばらきアマビエちゃん」は、新型コロナウイルス感染者が発生した際に、感染者と同じ日に同じ施設を利用していた方に対して、茨城県から注意喚起のメールを送付するシステムです。

いばらきアマビエちゃん登録店は、茨城県のガイドラインに沿って感染防止対策に取り組んでいます。お出かけの際は、いばらきアマビエちゃん登録店を利用しましょう。

市民の皆さまにおかれましても、感染拡大防止のため登録にご協力をお願いします。  
※厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）と併用することで、より感染拡大防止の効果が期待できます。



### ご利用方法

 店舗・イベントなどを訪問するたびに掲示された「感染防止対策宣誓書」に記載の「二次元コード」を読み取る	 読み取ったURLにアクセスして表示される「登録する」を選択	 表示されるメール画面からそのままメールを送信すると登録完了	 新型コロナウイルスに感染された方が発生した際、県から「その感染者が訪れた場所を同じ日に訪れた方」に対してメールで注意喚起のお知らせ
STEP.01	STEP.02	FINISH!	

### 注意事項

- 「いばらきアマビエちゃん」からのメールは「@ibaraki-coronanext.jp」よりお送りいたします。
- システム登録の前に「@ibaraki-coronanext.jp」からのメールを受信できるよう、ご自身の携帯電話、スマートフォン、パソコンのメール受信設定をご確認ください。メールが届かない場合は受信設定により、注意喚起メールを受信できない状態になっている可能性があります。
- 同じ店舗を別の日に訪問する都度、二次元コードの読み取りが必要になります。

 茨城県 産業戦略部中小企業課  
お問い合わせ TEL.029-301-5472



◀ いばらきアマビエちゃんの詳細はこちら



国の接触確認アプリの詳細はこちら ▶

## 「いばらきアマビエちゃん」事業者登録協力金を支給します！

【問い合わせ】商工観光課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

茨城県では「いばらきアマビエちゃん」に登録した対象事業者の方へ、協力金を支給します。また、利用者に対し、プレゼントキャンペーンを実施します。

### 事業者向け（協力金）

- ▶支給額 ○対象施設が1カ所の事業者 30,000円
- 対象施設が2カ所以上の事業者 60,000円（上記+30,000円）

### ▶対象条件

- 条例に基づき「いばらきアマビエちゃん」に登録することを義務付けられている事業者であって、現に「いばらきアマビエちゃん」に登録していること
- 店舗、事業所、施設等を管理する法人または個人事業主であること
- 県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること
- ※条例の義務対象など、詳細は茨城県ホームページにてご確認ください。

▶申請期間 10月2日（金）～12月31日（木）

### ▶申請方法

- ①オンライン申請（いばらき電子申請・届出サービス）
- ②書面申請 ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。  
<提出先>〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城アマビエちゃん協力金審査デスク 宛  
※新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、対面での申請書類の受付や説明は行いませんので、予めご了承ください。

### ▶必要書類

- いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金申請書（様式第1号）※茨城県ホームページからダウンロードできます。
- 協力金振込先の通帳等の写し
- 事業活動、事業内容を証する書面（税務申告書、営業許可書、茨城県が実施した休業要請協力金の支給決定通知書等）
- 感染防止対策宣誓書の写し
- 本人確認書類（申請者が個人事業主の場合のみ）
- イベントのチラシ等（イベントを行う事業者の場合）

▶協力金の対象となる施設例 ホテル・旅館等、飲食店、理容室・美容室 など

### 利用者向け（プレゼントキャンペーン）

- ▶抽選対象 令和2年10月2日（金）以降に、①いばらきアマビエちゃんを利用登録した方（3,000名）  
②投稿フォームに書き込みをした方（500名）

▶当選者数 3,500人/月 ※当選者は、発送をもってかえさせていただきます。

▶プレゼントの内容 当選者に5,000円相当の県産品をプレゼント

※その他詳細につきましては、茨城県ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【問い合わせ】相談窓口 ☎029-301-5472（午前9時～午後5時（平日のみ））

## 犯罪被害者週間

11月25日～12月1日

誰もが突然、事件や事故などにあう可能性があります。被害にあわれた際は、相談窓口や最寄りの警察署にご相談ください。また、被害にあわれた方やそのご家族が回復するためには、周囲の方のご理解とあたたかな支援が必要です。皆さんのご協力をお願いします。

### 【問い合わせ】

茨城県行方警察署 ☎0299-72-0110

茨城県警察 性犯罪被害相談「勇気の電話」#8103 または ☎029-301-0278



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
ギュットちゃん

## 11月は児童虐待防止推進月間です

いちはやく  
～ 189 知らせて守る 子どもの未来～

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

子どもに対する虐待は年々増加しており、生命が脅かされる重大な事件も発生しています。子どもに対する虐待は社会全体で取り組み、解決すべき問題です。

あなたの周りで、子どもや保護者のこんなサインはありませんか？

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがいいつも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴である
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる
- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においたまま外出している
- ・子育てに関して拒否的、無関心、強い不安や悩みを抱えている
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

虐待を受けていると思われる子どもがいたら、ためらわずにお電話ください。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

■児童相談所全国共通3桁ダイヤル <sup>いちはやく</sup> ☎189

■茨城県銚田児童相談所（銚田合同庁舎内） ☎0291-33-4119

■こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

### 子どもを健やかに育むために ～愛の鞭<sup>むち</sup>ゼロ作戦～

子育てにおいて「しつけ」と称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、虐待に当たることもあります。また、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

- ①子育てに体罰や暴言を使わない
- ②子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④親自身がSOSを出そう
- ⑤子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

## 人権擁護委員による 特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。相談はすべて無料です。

▶問い合わせ 水戸地方方法務局鹿嶋支局 ☎0299-83-6000

▶特設人権相談

【麻生】	12月8日（火）	麻生公民館	午前10時～正午、午後1時～午後3時
【玉造】	12月9日（水）	玉造公民館	午前10時～正午、午後1時～午後3時
【北浦】	12月10日（木）	北浦公民館	午前10時～正午、午後1時～午後3時



### 12月4日から10日までは「人権週間」です

国連総会で、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな人権啓発活動を行います。

人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

## 2020年度全国統一防火標語「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」 秋の全国火災予防運動 11月9日～11月15日

11月に入り空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えます。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐため、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置しましょう。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくりましょう。



### 「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

消防法で、全ての住宅、住居部分に「火災警報器」の設置が義務付けられています。まだ付けていない方は、すぐに設置しましょう。詳しくは消防署へご相談ください。

**住宅用火災警報器は設置後10年を目安にとりかえましょう！**  
**火災からあなたと大切な家族の命を守る！設置と点検を！**

### 「飛沫防止用シート」の火災に注意！

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、店舗等の窓口やカウンターに透明なシートを設置していることが多く見受けられます。このようなビニール製のシートは、素材によっては燃えやすいものもあるため、近くでの火気の取り扱い等には注意をお願いします。

### 地震や風水害時の「通電火災」に注意！

「通電火災」とは、地震、台風等の自然災害の影響により、停電から電気が復旧することによって発生する火災のことをいいます。この「通電火災」を防ぐために、停電中はブレーカーを落としたり、コンセントを抜くようにしてください。

また、停電の後に電気器具を使用する際は、燃えやすいものが近くはないかなど、十分に安全を確認してから使いましょう。詳しくはホームページをご覧ください。

#### ▶鹿行広域事務組合ホームページ広域消防

<http://rokkou-kouiki.jp/wp/syoubou/osirase>



## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月12日～11月18日

【問い合わせ】水戸地方法務局人権擁護課 ☎029-227-9919

女性に対するセクハラ、夫・パートナーからの暴力やストーーカーなどの人権侵害が大きな社会問題になっています。女性を取り巻くさまざまな人権問題に取り組むため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設け、電話で相談を受け付けます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

- ▶電話番号 ☎0570-070-810 (全国共通フリーダイヤル)
- ▶実施期間 11月12日(木)～11月18日(水)午前8時30分～午後7時(※土・日は午前10時～午後5時)
- ▶相談員 人権擁護委員・法務局職員

## 健康保険が変わったら、届け出が必要です

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

### ■国民健康保険から職場の健康保険へ

国保（国民健康保険）の方が、会社などへお勤めし、会社の健康保険に加入した場合は、国保の喪失届が必要です。新しい保険証ができたら、国保年金課で喪失の手続きをしてください。

●必要なもの 国民健康保険証・会社の保険証（または資格証明証）・印鑑・マイナンバーが分かるもの

### ■職場の健康保険から国民健康保険へ

会社を退職されて、国保に加入する場合も届出が必要です。自動的に国保に変わるわけではありません。

●必要なもの 退職証明書または資格喪失証明書・印鑑・マイナンバーが分かるもの

※会社の健康保険証ができるまでには日数がかかります。新しい保険証がくるまでに、国民健康保険証で病院にかかると、後から医療費を返還していただくようになることもありますのでご注意ください。保険証の手続き中に病院にかかりたい場合は、会社から健康保険証に代わるものとして「資格証明証等」を出していただくことができます。勤務先にお問い合わせください。

※届出が遅れると、保険料や保険税を二重に支払ってしまうこともあります。忘れずに届け出をしてください。そのほかにも、転出・転入・転居および修学や施設入所のため別に住所を定めるときなどにも届け出が必要です。詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。

## 国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です！

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3278  
国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除く)

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

### 国民年金基金からのお知らせ

- ・国民年金基金は、自営業者やフリーランスの方々やゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乘せする公的な年金です。60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も加入できます。
- ・基本は終身年金なので、生涯にわたって年金を受け取ることができます。
- ・支払った掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

【問い合わせ】 茨城県国民年金基金 ☎029-225-4797 ☎0120-65-4192

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。

今回は、令和2年9月30日現在の執行状況についてお知らせします。

【問い合わせ】 財政課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

一般会計

■歳入

科目	予算現額	収入済額	収入率
市 税	39億5638万円	23億6611万円	59.8%
地 方 譲 与 税	2億6950万円	7877万円	29.2%
利 子 割 交 付 金	300万円	124万円	41.3%
配 当 割 交 付 金	1500万円	347万円	23.1%
株式等譲渡所得割交付金	800万円	0万円	0.0%
法 人 事 業 税 交 付 金	1300万円	811万円	62.4%
地 方 消 費 税 交 付 金	7億2500万円	4億985万円	56.5%
ゴルフ場利用税交付金	1億1400万円	3867万円	33.9%
環 境 性 能 割 交 付 金	3000万円	488万円	16.3%
自動車取得税交付金	0万円	0万円	-
地 方 特 例 交 付 金	1400万円	3116万円	222.6%
地 方 交 付 税	53億1000万円	39億7892万円	74.9%
交通安全対策特別交付金	200万円	169万円	84.5%
分 担 金 及 び 負 担 金	2737万円	1261万円	46.1%
使 用 料 及 び 手 数 料	1億5099万円	6115万円	40.5%
国 庫 支 出 金	60億1207万円	42億4088万円	70.5%
県 支 出 金	13億8497万円	1億4724万円	10.6%
財 産 収 入	7496万円	2622万円	35.0%
寄 附 金	1億3170万円	6544万円	49.7%
繰 入 金	8億6617万円	0万円	0.0%
繰 越 金	4億492万円	6億7258万円	166.1%
諸 収 入	2億9114万円	7746万円	26.6%
市 債	15億50万円	0万円	0.0%
合計	213億467万円	122億2645万円	57.4%

■歳出

科目	予算現額	支出済額	執行率
議 会 費	1億5297万円	7685万円	50.2%
総 務 費	67億1506万円	43億9196万円	65.4%
民 生 費	50億3232万円	17億1298万円	34.0%
衛 生 費	11億7057万円	3億7275万円	31.8%
農 林 水 産 業 費	9億2996万円	2億9472万円	31.7%
商 工 費	4億9567万円	2億36万円	40.4%
土 木 費	20億4893万円	7億5944万円	37.1%
消 防 費	8億6637万円	4億5935万円	53.0%
教 育 費	19億1580万円	5億9699万円	31.2%
災 害 復 旧 費	1万円	0万円	0.0%
公 債 費	19億6701万円	9億4635万円	48.1%
諸 支 出 金	0	0	-
予 備 費	1000万円	0	0.0%
合計	213億467万円	98億1172万円	46.1%

特別会計

会 計 名	収 入			支 出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	47億3824万円	16億4060万円	34.6%	47億3824万円	16億5442万円	34.9%	
介 護 保 険 特 別 会 計	保険事業勘定	39億1492万円	16億4189万円	41.9%	39億1492万円	15億1849万円	38.8%
	介護サービス事業勘定	440万円	567万円	128.9%	440万円	170万円	38.6%
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	3億9200万円	1億2839万円	32.8%	3億9200万円	8582万円	21.9%	

企業会計

会 計 名	収 入			支 出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
水 道 事 業 会 計	収益的収支	9億8197万円	4億1849万円	42.6%	8億7673万円	2億6820万円	30.6%
	資本的収支	3億2102万円	649万円	2.0%	6億603万円	1億9763万円	32.6%
下 水 道 事 業 会 計	収益的収支	8億2458万円	3億53万円	36.4%	8億2458万円	1億4222万円	17.2%
	資本的収支	3億5057万円	507万円	1.4%	5億8537万円	2億2187万円	37.9%

基金の状況

■ 財政調整基金	17億3008万円
■ 減債基金	7億6539万円
■ 公共施設整備基金	10億8039万円
■ 揚排水施設維持管理基金	7736万円
■ なめがた振興基金	9756万円
■ 行方市ふるさと応援寄附金基金	1億782万円
■ 合併振興基金	19億2343万円
■ 行方市防災まちづくり基金	3918万円
■ 玉造有機肥料供給センター改修等基金	5162万円
■ 行方市公共交通システム事業基金	1億2868万円
■ 行方市学習環境改善事業基金	500万円
■ 実践的英語能力育成事業基金	2500万円
■ 行方市森林環境譲与税基金	298万円
■ 国民健康保険支払準備基金	8188万円
■ 介護給付費準備基金	3億5630万円
■ 下水道事業基金	2億6036万円
合計	67億3303万円 ※現在高

出資による権利

■ 株券	4420万円
■ 出えん金	4000万円
■ 出資金	5億8522万円
■ 寄託金	2538万円
■ 債権	2600万円
合計	7億2080万円
	※現在額

市債の状況

■ 一般会計債	175億8463万円
■ 水道建設事業債	27億1939万円
■ 下水道建設事業債	48億2702万円
合計	251億3104万円
	※未償還額

※数値は表示単位未満を四捨五入しています。



## 健康増進課からのお知らせ

### 令和2年度 1月総合健診

# 『完全予約制』

申込 期間	40～74歳の方	<b>11月9日(月)～11月13日(金)</b> 午前8時30分から午後5時まで
	39歳以下の方	<b>11月16日(月)～11月20日(金)</b> 午前8時30分から午後5時まで
申込 方法	お電話でお申し込みください。 <b>0291-34-6200</b> （行方市保健センター）	

※ 各日程、定員になり次第メ切とさせていただきます。

※ 1月の総合健診を受診できなかった方は、2月の追加健診にお申込みいただくか医療機関での健診をお申込みください。

《1月総合健診日程・場所》 詳細は左ページをご覧ください。

#### 《申込対象者》

新型コロナウイルス感染予防のため、申込対象者を限定させていただきます。

	39歳以下	40～74歳 国保の方	75歳以上	40～74歳 社会保険扶養の方
1月総合健診	○	○	×	×
2月追加健診	○	○	×	○

※1月総合健診は、

39歳以下の方または40～74歳の国保の方が対象です。

## 《期日および会場》

会場	麻生公民館 (麻生 1221)	地域包括支援センター (玉造甲 478-1)	行方市保健センター (山田 3282-10)
期日	令和3年1月 <b>15日(金)、16日(土)</b>	令和3年1月 <b>17日(日)、18日(月)</b>	令和3年1月 <b>23日(土)</b>

※地域包括支援センター(旧玉造保健センター)、行方市保健センター(旧北浦保健センター)

## 《受診時間》 ※申込時、受付時間の指定はできません。

**午前 7:30～11:00** 受診される健診項目によって受診時間を割り振らせていただきます。

## 《受診項目》 ※健康診査は必須です。希望項目のみのお申し込みはできません。

必須		+		希望項目	
項目	対象・個人負担金	項目	対象	個人負担金	
<b>健康診査</b> ・ 問診 ・ 身体計測 ・ 尿検査 ・ 血液検査 等	19～74 歳 1,000 円 (40・45・50・55 歳は無料)	胸部レントゲン検査	19歳以上	無料	
		胃がん検査	40～74 歳	1,000 円	
		大腸がん検査	40歳以上	500 円	
		前立腺がん検査	50～74 歳の男性	500 円	
		肝炎ウイルス検査	40歳以上の未検者	1,000 円 (40・45・50・55・60 歳は無料)	
		腹部超音波検査	40～74 歳の方で年度内偶数年齢※	1,000 円	

※令和3年3月31日時点の年齢

## 《土浦協同病院なめがた地域医療センター出張検査》

検査項目	対象者	個人負担金	実施日	実施会場
視力・聴力セット検査	19～60 歳	2,000 円	1 月 15 日(金)	麻生公民館

## ～ 次回以降の健康診査の予定 ～

次回以降の申し込み開始は 12 月を予定しています。

### ○ 2月追加健診

行方市保健センター	麻生公民館
2月20日(土)、21日(日)	2月25日(木)、26日(金)

※2月20日(土)、21日(日)は胃がん検査を実施します。

## ～ 国保の保険証をお持ちの方へ 医療機関健診もおススメです ～

- 特定健康診査の医療機関健診 … 県内の医療機関で受診可能
- 人間ドック等 … 契約している医療機関で受診可能

※ 医療機関での健診をご希望の方は、国保年金課へご連絡ください。

※ 人間ドック等の申込期限は令和2年12月28日(月)までになります。

**行方市 国保年金課 TEL 0299-55-0111(玉造庁舎)**

## 令和3・4年度 入札参加資格審査申請の定期受付のご案内

【問い合わせ】 財政課契約検査グループ ☎0299-72-0811

### ○建設工事、建設コンサルタント業務等

茨城県入札参加資格電子申請システムを利用して、茨城県と共同受付を実施します。

詳しくは「茨城県ホームページ→土木部監理課→建設業担当ホームページ」または「行方市ホームページ→事業者 お知らせ」をご覧ください。

▶受付期間 令和2年11月4日(水)～令和2年12月4日(金)

### ○物品調達等(物品の製造、販売または役務の提供)

市において申請の受付を行います。詳しくは「行方市ホームページ→事業者 お知らせ」をご覧ください。

▶受付期間 令和2年11月4日(水)～令和2年12月4日(金)

## 住宅防音工事における空気調和機器(エアコン)および防音建具の機能復旧工事について

【問い合わせ】 北関東防衛局企画部 住宅防音課 ☎048-600-1821

企画政策課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811

百里基地の運用に伴い住宅防音工事の適用を受け、空気調和機器(エアコン)および防音建具を設置されている場合には、北関東防衛局より機能復旧工事の助成を受けることができます。

ご自宅の機器等が故障等している場合には、助成事業をご活用ください。

- ▶助成条件 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部または一部を保持していないこと
- ▶補助率 エアコン … 90%(自己負担10%)  
防音建具 … 100%(自己負担なし)
- ▶注意点 手続きを行ってから助成を受けるまでに1年程度時間を要する場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。
- ▶その他 これから住宅を新築する場合においても、北関東防衛局もしくは市における住宅防音工事の助成を受けることができる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。
- ▶対象範囲 百里基地に隣接する北浦地域、玉造地域の一部が対象となります。

(右図参照)



## 11月は「いばらき働き方改革推進月間」です

【問い合わせ】 茨城県産業戦略部労働政策課 ☎029-301-3635

いばらき働き方改革推進協議会(経済団体、労働者団体、行政機関等)では、官民が連携して、長時間労働の抑制やテレワーク・時差出勤などの促進により、多様で柔軟な働き方が可能な労働環境の整備や、効率的な業務改善に向けた働き方改革の推進に取り組んでいます。

11月のいばらき働き方改革推進月間に、できることから働き方の見直しを進めてみましょう。

※詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/2020hatarakikatagekkan.html>

# 市税と保険料 のお知らせ

11月の市税と保険料は…

- 固定資産税 第4期 ○国民健康保険税 第5期
- 後期高齢者医療保険料 第5期

納付期限（口座振替日）は11月30日です。

## 不動産公売の案内

行方市では、差押不動産について、以下のとおり公売を実施します。買受を希望する方は、市役所各庁舎にある「不動産公売広報」や、市ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。

- ◆公売日時：令和2年12月2日(水)
- ◆受付開始：12時50分 入札説明：13時 入札時間：13時20分～14時
- ◆公売会場：茨城県行方合同庁舎 2階大会議室(行方市麻生1700番地6)

売却区分番号	所在及び地番	種類	面積(m <sup>2</sup> )	買受適格証明書	見積価額(円)	公売保証金(円)
20-4	行方市芹沢字原一番山931番96	畑	1064	要	550,000	60,000
20-5	行方市小貫2540番1 中止	畑	3004	要	1,190,000	120,000
20-6	行方市行方字ミタ平234番1	畑	1150	要	400,000	40,000
20-7	行方市橋門字高安1227番1 中止	田	965	要	290,000	30,000
20-8	行方市井貝字柏場368番22	畑	3323	要	1,300,000	130,000
20-9	行方市麻生字丸塚1351番11 行方市麻生字丸塚1351番地11	雑種地 居宅	274 111.26	不要	1,290,000	130,000
20-10	行方市井貝字繁昌道483番2 行方市井貝字繁昌道483番4 中止 行方市井貝字六十塚857番1	畑 畑 畑	686 251 4305	要	680,000	70,000
20-11	行方市四鹿字六十塚1081番52 中止	畑	1241	要	160,000	20,000

■農地法の許可を必要とする農地(田・畑)の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局(北浦庁舎1階TEL0291-35-2111)へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。申請締め切りは令和2年11月10日(火)です。

■行方市不動産公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、行方市暴力団排除条例及び国税徴収法の定めにより、買受人となることができない方は参加できません。

■公売日前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

## 新型コロナウイルス感染症対策としても有効なスマホ収納サービスをご利用ください

スマートフォンアプリ収納サービスは、人との接触機会の低減につながり、新型コロナウイルス感染症対策としても有効です。  
納付書のバーコードを読み取って納付が可能です。  
この機会に是非ご利用ください。

【利用可能アプリ】PayPay・LINE Pay・PayB

【対象科目】固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・市県民税  
介護保険料・後期高齢者医療保険料



スマホ収納サービスの詳細はこちらから



【問い合わせ】 収納対策課・税務課(麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

令和元年度 市税徴収率 99.52%